くらしの豆知識　太陽光発電設備の訪問や電話勧誘に注意

【事例1】突然訪問してきた業者に、太陽光パネルと家庭用蓄電池の設置を勧められ、「売電すれば月額2万円の収入になる」「蓄電池もあれば電気代も安くなる」と聞き、契約した。業者が帰ってからよく考えたら、発電は天候にも左右されるもので、本当に収入になるのか不安が募ってきたので解約したい。

【事例2】我が家は太陽光パネルを設置し余剰電力を売電しているが、じきに固定価格での売電期間が終了するので、家庭用蓄電池の電話勧誘に応じ、自宅で説明を受けることにした。

「家庭用蓄電池を設置すれば、自宅用に電気を利用できるので、電気代が絶対お得」「今日ならキャンペーン価格になる」と説明され、契約したが、後になって支払いが心配になってきた。

「売電・自家消費すれば絶対にお得になる」などと断定的に言われた、「今日までなら安い」などの営業トークにせかされた、何時間も勧誘が続き疲弊し、十分な検討をしないまま契約してしまったというケースがあります。業者の虚偽説明による契約トラブルも発生しています。

契約後も、工事内容や補助金関連のトラブルに注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

①突然の訪問や電話勧誘でも、不要であればキッパリ断りましょう。
②その場で契約をせず、複数社から見積もりを取って比較検討するようにしましょう。
③パネルや蓄電池の設置条件や使用上の注意、保守管理、運用コスト、補助金などを十分確認しましょう。
④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口に相談しましょう。

問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課）☎㊢336、埼玉県消費生活支援センター川口☎048−261−0999

法律相談コラム　法律相談などで多い事例とそのアドバイス

不貞慰謝料

事例　**私は夫と10年前に結婚しました。昨年から夫はAと不貞行為をするようになりました。今年、私は夫と離婚しました。Aとの不貞が原因と考えています。私はAに対し、何か法的に請求できないでしょうか。**

回答　ご質問の事例の場合、Aに対し精神的苦痛を被ったとして慰謝料請求できる可能性があります。

不貞行為と離婚が関係する場面での「慰謝料」には、一般に、2種類あるとされます。不貞慰謝料と離婚に伴う慰謝料です。不貞慰謝料は、字のごとく、配偶者が不倫相手と不貞をしたことで発生する慰謝料です。他方、離婚に伴う慰謝料とは、不貞行為が原因となって、離婚に至ったことについての慰謝料です。

ところで、不貞相手に対し、上記の離婚に伴う慰謝料を請求した案件で、近年、最高裁は重要な判断をしました（平成31年2月19日）。すなわち、不貞行為が原因となって離婚せざるを得なかったとして離婚に伴う慰謝料を不貞相手に請求することができるのは、単に不貞行為を及ぶにとどまらずその夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に不当な干渉をするなどした場合に限られるとしました。つまり、不貞慰謝料とは異なり、離婚に伴う慰謝料は、配偶者と不倫相手が不貞行為をしただけでは足りず、不倫相手が離婚させることを意図して不当な干渉をしていたなどといえない限り、認められないと判断しました。

この最高裁の考えによると、ご質問の事例では、Aに対し、不貞慰謝料と離婚に伴う慰謝料を請求できる可能性がありますが、離婚に伴う慰謝料については、元夫とAが不貞行為をしていたことを証明するだけでは足りず、Aが、質問者らが離婚するよう意図し不当な干渉をして離婚に至ったというところまで証明する必要があります。

不貞慰謝料については、立証活動を念頭においた法的知識が必要になります。弁護士に相談することをお勧めします。

問埼玉県弁護士会越谷支部☎962−1188　黒澤洋介（弁護士）

９月各種無料相談

☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑱を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談
問秘書広報課　☎㊢373
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日
午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人（電話による事前予約制）

②税理士相談
問秘書広報課　☎㊢373
相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約
日9月6日㈪
午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

③不動産相談
問秘書広報課　☎㊢373
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）
日9月13日㈪
午後1時～4時
9月27日㈪
午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談
問秘書広報課　☎㊢373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）
日9月8日㈬
午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤司法書士相談
問秘書広報課　☎㊢373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
日9月16日㈭
午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

⑥ＤＶ相談
問人権・男女共同参画課☎㊢811
ＤＶ被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）
日毎週月・金曜日
午前10時～正午　午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996−3955（ＤＶ相談支援室専用電話）

⑦女性相談
問人権・男女共同参画課☎㊢811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）
日毎週火～木曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場駅前出張所内相談室
定5人（電話による事前予約制）

⑧人権相談
問人権・男女共同参画課☎㊢811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）
日9月9日㈭
午後1時～4時
場市民相談室

⑨心配ごと相談
問社会福祉協議会☎995−3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）
日9月1日㈬・15日㈬
午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998−7616
（心配ごと相談専用電話）

⑩生活困窮者自立相談
問社会福祉課　☎㊢493
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）
日毎週月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課　☎949－6317
（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑪こころの健康相談
問保健センター☎995−3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）
日9月6日㈪
午後1時～2時30分
場保健センター
定2人（電話による事前予約制）

⑫消費生活相談
問商工観光課　☎㊢336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）
日毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑬内職相談
問商工観光課　☎㊢274
内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）
日毎週火曜日
午前10時～正午
午後1時～3時30分
場市民相談室

⑭若年者就職相談
問ゆまにて　☎996−0123
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）
日9月1日㈬・15日㈬
午前10時～正午
午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人（電話による事前予約制）

⑮教育相談
問教育相談所　☎995−0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談（専任教育相談員が対応）
日毎週月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～4時
場教育相談所（八條小学校西隣）

⑯家庭児童相談
問子育て支援課　☎㊢472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）
日毎週月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑰子育て相談
問だいばら児童館☎999−0321
子育ての不安や悩みごとについての相談（家庭教育アドバイザーが対応）
日9月16日㈭
午前9時～正午
場だいばら児童館（わんぱる）
定3人（電話による事前予約制）

⑱子育てコーディネーター
問やしお子育てほっとステーション☎951−0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日
午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑲休日・夜間納税相談
問納税課　☎㊢330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
※相談はなるべく電話でお願いします
日9月5日㈰
午前9時～午後4時
毎週木曜日
午後5時15分～7時
場納税課